



肥料価格高騰対策のごあんない



～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

埼玉県版

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。



支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料(本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料)が対象です。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**7割**を支援金として交付します。

支援金 =

$$\left[\text{当年の肥料費} - \left(\frac{\text{当年の肥料費}}{\left[\begin{array}{c} 1.4 \text{ (秋肥)} \\ * \end{array} \right]} \div \left[\begin{array}{c} 0.9 \end{array} \right]} \right) \right] \times 0.7$$

※春肥の上昇率は年明け以降に国から発表される予定です。発表され次第、埼玉県肥料価格高騰対策協議会のホームページでご案内します。

申請に必要なもの

次の2つがあれば申請できます。

- 1 本年秋肥(令和4年6月～10月に注文)、来年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの(注文票など)

〔本年秋肥と来年春肥は、それぞれをまとめて、別々に申請してください。注文票のほか、領収書または請求書が必要です。〕

- 2 化学肥料低減に向けた取組に**2つ以上**取り組むこと(次のページのチェックシートで申告していただきます。)

次のページを参照



農業者の皆様にご準備いただくもの① | 化学肥料低減計画書



様式第1-3号②

化学肥料低減計画書

作付概要

作物名	作付面積 (ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

秋用肥料	春用肥料

注: 該当するいずれかに○を付けてください

氏名(法人・組織名)

住所

電話番号

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付けてください。
2. 「令和4年度又は令和5年度取組」には、実施する取組メニューが1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を

携帯電話など、日中に連絡が取れる番号を記載してください。



取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		

「令和4年度又は令和5年度取組」欄のうち、取り組めるものに○を記入してください。

- 2つ以上に○が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)

(※) 裏面の「チェック欄」及び「氏名(自署)欄」も必ずご記入ください。



農業者の皆様に準備いただくもの① | 化学肥料低減計画書



私は、添付した領収書（請求書）等記載の肥料（肥料費）等について以下のとおり、確約します。

- 令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します
- 化学肥料低減計画書に記載した取組を確実に実施します
- 取組計画書及びその他の申請書類の記載事項に虚偽の内容はありません
- 本事業に係る報告や立入検査について協議会及び国から求められた場合は協力します
- 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、協議会及び国から求められた場合は提出します

※ チェック欄 にすべてチェックした上で署名してください。

氏名（自署）

（注1）当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類（注文票等）と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類（領収書等）または支払い義務が生じていることを示す書類（請求書等）を提出してください。

なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限りです。

（注2）選択した取組メニューを実施したことがわかるもの（作業時の写真、土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票等）を、事業実施後5年間は自身で保管してください。

（注3）上記確約に反する事実が判明した場合、支援金が交付されない、又は返還を求められることがあります。



農業者の皆様にご準備いただくもの② | 注文票等及び請求書添付台紙

様式第1-3号(台紙)

注文票等及び請求書等(領収書等)添付台紙

肥料購入先		肥料価格高騰に係る 市町村からの支援金受取		氏名(法人・組織名)	
農協のみ	<input type="checkbox"/>	有り	<input type="checkbox"/>		
上記以外を含む	<input type="checkbox"/>	無し	<input type="checkbox"/>		
農協以外へ 申請をおこなう	<input type="checkbox"/>			肥料購入費総額	円(税込)
				市町村から 受け取った支援金の額 (今後受け取る予定の額を含む)	円(税込)

注: 該当するものに○を付けてください

農協以外にも補助金を申請する場合、○をつけてください。また、複数申請を行う場合、同じ肥料を重複して申請しないようご注意ください。

秋肥については令和4年6月～10月、春肥については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を貼付してください。なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限りです。

注文票等及び請求書 等(領収書等)貼付欄

※貼付欄が不足する場合は、裏面をご使用ください。

スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。

令和4年10月19日

事業説明会

令和4年11月頃～12月頃

農業者グループからの申請(秋肥分)

令和5年1月頃～

農業者グループへの支援金の交付(秋肥分)

令和5年2月頃～3月頃

農業者グループからの申請(春肥分)

令和5年3月頃～

農業者グループへの支援金の交付(春肥分)

※正式に決まりましたら、

埼玉県肥料価格高騰対策協議会の
ホームページでご案内します。

Q&A

問 い

答 え

①

化学肥料が足りなくなるということを聞いたのですが。

- ・ 肥料メーカーや輸入事業者の皆様のご努力により**当面必要な肥料原料は確保**されています。
- ・ 今後も、調達状況を注視して、肥料の安定供給に取り組んでまいります。

②

化学肥料の使用量を実際に2割減らすことが支援の要件ですか。

- ・ 化学肥料の2割低減に向けて、取組メニューのうち2つ以上行っていただければ支援対象となります。
- ・ 選択された取組について、適切にフォローしていきます。

③

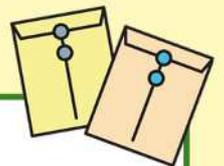
既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。

- ・ 既に取り組んでいるものもカウントします。
- ・ その際は、既に行っている取組の拡大や改善で良いので、新たな取り組みを1つ以上行ってください。



問 い	答 え
<p>④ 低減に向けた取組をしたいが、準備が必要なのですぐには行えない。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 本年に取り組めない場合は、来年に取り組んでいただければ結構です。・ 国内資源の利用など体制整備に時間を要する取組は、期間内に取り組んでいただければ結構です。
<p>⑤ いつ頃までに申請すれば良いですか。また、いつ頃支援を受けられますか。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 基本的に秋肥、春肥でそれぞれまとめて申請してください。・ 秋肥について、令和5年1月中(予定)に支払えるようにします。
<p>⑥ 領収書の提出が間に合わない場合はどうすれば良いですか。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 領収書が間に合わない場合は、請求書を提出いただければ、支援金をお支払いすることができます。・ 肥料を購入した農協や販売店に御相談ください。
<p>⑦ 農作物が災害を被り、県及び市町村から肥料や農薬の支援を受けたが、どうすれば良いですか。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 令和4年6月から令和5年5月までの間に購入した肥料費に対して、国や地方自治体から補助金等が交付されているか、今後交付されることが決定しており、本事業における支援金とこれらの補助金等が重複している場合は調整が必要になる場合がありますので、該当のお問合せ先にご確認ください。

申請方法・問い合わせ先



申請先や申請期限は、**埼玉県肥料価格高騰対策協議会**のホームページをご確認ください。
埼玉県農産物安全課「肥料価格高騰対策について」
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0907/nb-hiryo/hiryokoutou.html>)

(問い合わせ先)

農協組合員の方・・・お近くの農協

全国肥料商連合会加盟店でご購入の方・・・購入肥料店

それ以外の方・・・県農産物安全課(TEL:048-830-4053)